

各時点で捜査機関が把握していた事実関係(一覧表1)

	逮捕請求の時点(警察(被告県))	勾留請求の時点(検察(被告国))	公訴提起の時点(検察(被告国))
A 書証として提出済みの 捜査書類(甲, 乙)	甲21・49(A子の母の眞面)【マスク部分あり】	同左	同左
	甲22・50(A子の巡面)【マスク部分あり】	同左	同左
	甲23・51(A子の眞面)【マスク部分あり】	同左	同左
	甲25(平成18年8月31日付け捜査報告書)	同左	同左
	甲26(平成18年9月12日付け捜査報告書)	同左	同左
	甲27(平成18年9月12日付け捜査報告書)	同左	同左
	甲29(平成18年9月12日付け捜査報告書)	同左	同左
	甲39(逮捕状請求書)	同左	同左
		甲28(捜索差押調書(甲))	同左
		甲38(逮捕状)	同左
		甲45(原告の眞面調書(平成18年9月25日付け)(身上関係以外のもの))	同左
		甲46(原告の弁解録取書(逮捕時))	同左
		甲47(原告の弁解録取書(勾留請求時))	同左
		甲52(捜索差押調書)	同左
		甲53(平成18年9月25日付け捜査報告書)	同左
		甲54(勾留請求書)	同左
		甲55(平成18年9月26日付け司法警察員送致書記載の犯罪事実)	同左
			甲30(原告の眞面調書)
			甲31(原告の眞面調書)
			甲32(原告の眞面調書)
		甲33(原告の眞面調書)	
		甲34(原告の検面調書)	
		甲35(原告の検面調書)	
		甲40(勾留状)	
		乙イ1(準抗告申立書)	
		乙イ2(準抗告に対する決定)	
		甲42(略式手続の告知手続書, 申述書)	
		甲48(勾留質問調書)	
B 書証として未提出の 捜査書類	A子の母の眞面(甲21・49)【マスク部分】	同左	同左
	A子の巡面(甲22・甲50)【マスク部分】	同左	同左
	A子の眞面(甲23・甲51)【マスク部分】	同左	同左
	A子の眞面調書(平成18年9月7日付け)	同左	同左
	A子の戸籍謄本	同左	同左
	原告の戸籍謄本	同左	同左
		原告の眞面調書(平成18年9月25日付け)(身上関係のもの)	同左
	・被告らは、他にも捜査書類は作成されているが、公判不提出記録であり、刑訴法47条により、原則、非公開とされているとして、提出していない。	同左	同左

実質的内容についてマスクされているものを【マスク部分】として表示した。

捜査書類に記載されている事実以外に捜査機関が把握していた事実(一覧表3)

捜査書類に記載されている事実以外に、捜査機関が把握していた事実(原告の主張)	その事実を捜査機関が把握していたとする根拠	被告県の認否及び反論	被告国の認否及び反論
逮捕請求段階			
(ア)本件被害届はA子の母主導で出されたものであること。	被害届が出された状況やA子とA子の母親から事情聴取した内容から容易に知り得た。	不知。 A子もA子の母と同行して被害申告をしているものであり、被害届がA子の主導でされたかA子の母の主導でされたかは、本件条例違反の捜査に影響を与える事情ではない。	
(イ)A子も原告も互いに恋愛感情を抱いて交際していたこと。	A子が事情聴取した際、A子がそう供述している。	不知。 A子の供述は、供述調書記載のとおりである。 A子が警察の取調べにおいて、原告がA子に恋愛感情を抱いていたと供述した事実はない。	
公訴提起の段階			
(ウ)原告と妻の関係はA子と交際する前から冷めていてセックスレスの状態であったこと。第2子を作ることは以前からの妻との取り決めだったので作ったが原告は本当はそれが嫌で子供は欲しくなかったこと。	原告が捜査官にそう供述した。	否認する。 原告が警察官にそのような供述をした事実はない。	否認する。 原告が、本件副検事に対し、左記の事項を供述をしたことはない。
(エ)原告がA子と交際を始めたころは、互いに相手に夢中で将来のことは考えたことがなかったが、交際が進むにつれて、原告は妻と別れてA子と一緒にいるかどうかで悩むようになっていたこと。	原告が捜査官にそう供述した。	否認する。 原告が警察官にそのような供述をした事実はない。	否認する。 原告が、本件副検事に対し、左記の事項を供述をしたことはない。

捜査書類に記載されている事実以外に、捜査機関が把握していた事実(原告の主張)	その事実を捜査機関が把握していたとする根拠	被告県の認否及び反論	被告国の認否及び反論
(ス)原告とA子との交際は単にセックスするだけの交際ではなく、一緒に映画を観たり、ドライブに行ったり、秋には一緒に東京ディズニーランドに行くことも約束していたこと、ひるがえって原告とA子が互いに愛し合っていたこと。	原告が捜査官にそう供述したし、A子も同様の供述をしている。	否認する。 原告及びA子が警察官にそのような供述をした事実はない。	原告が、本件副検事に対し、「原告とA子が互いに愛し合っていた。」と供述したことは認めるが、その余は否認する。原告が、本件副検事に対し、左記の事項(但し、「原告とA子が互いに愛し合っていた。」という部分は除く。)を供述したことはない。また、本件副検事は、本件公訴提起以前に、A子から事情聴取したことはない。
(セ)原告とA子の交際が発覚して直後、A子の母の内夫が、そのことで原告に対して20発以上殴る蹴るの暴行を加え、原告の勤務先に2000万円を支払わせてやるとか、原告の妻を北海道に売り飛ばしてAVに出しなどと言って脅迫し、原告に全治2週間の傷害を負わせていたこと。	原告が捜査官にそう供述したし、本件弁護士もその旨捜査官に伝えた。	否認する。 原告が警察官にそのような供述をした事実はないし、本件弁護士が警察官にその旨を伝えた事実もない。	否認する。 ただし、原告が、本件副検事に対し、「A子の母の内夫から乱暴され、勤務先の店にやって来られたことがある。どうしましょうか。」旨供述したことはある。また、本件副検事は、本件公訴提起以前に、本件弁護士と面会したことはない。
(ソ)その後、A子の母の内夫は、原告の勤務先の店に乗り込んで店長との面談を強要し、店長では埒が明かれないと言ってエリアマネージャーを呼びつけ、エリアマネージャーでもダメだと言って本社の営業部長、更には人事部長のところまで怒鳴り込んで行って暗に金員を要求したが、会社側はこれを拒絶したこと。	原告が捜査官にそう供述したし、本件弁護士もその旨捜査官に伝えた。	否認する。 原告が警察官にそのような供述をした事実はないし、本件弁護士が警察官にその旨を伝えた事実もない。 なお、警察官が本件弁護士の話聞いたのは、平成18年9月29日のみであり、その状況は、記載のとおりである。	否認する。 ただし、原告が、本件副検事に対し、「A子の母の内夫から乱暴され、勤務先の店にやって来られたことがある。どうしましょうか。」旨供述したことはある。また、本件副検事は、本件公訴提起以前に、本件弁護士と面会したことはない。
(タ)本件被害届は(セ)と(ソ)の後、原告や原告の勤務先から金員を喝取できなかった腹いせに、A子の意思に反して、A子の母や内夫の意思で出されたものであること。	原告が捜査官にそう供述したし、本件弁護士もその旨捜査官に伝えた。	否認する。 原告が警察官にそのような供述をした事実はないし、本件弁護士が警察官にその旨を伝えた事実もない。	否認する。 原告が、本件副検事に対し、左記の事項を供述したことはない。また、本件副検事は、本件公訴提起以前に、本件弁護士と面会したことはない。

捜査書類に記載されている事実以外に、捜査機関が把握していた事実(原告の主張)	その事実を捜査機関が把握していたとする根拠	被告県の認否及び反論	被告国の認否及び反論
(f)原告が逮捕される前、A子が原告に対し、「親たちの言うとおりにしないとまた殴られるので、仕方なく親に連れられて警察に行った。でも警察に届けるのは自分の真意ではない。今も原告のことを愛している」と連絡してきていたこと。	原告が捜査官にそう供述した。	否認する。 原告が警察官にそのような供述をした事実はない。	否認する。 原告が、本件副検事に対し、左記の事項を供述したことはない。
(ツ)本件弁護士が県の青少年保護育成条例の課の者に、条例にいう「いん行」の定義と、本件のような場合「いん行」には当たらないという回答を得たので、本件は「いん行」にはあたらないはずだから、そのあたりのことに留意して慎重に捜査してほしい、と担当刑事に申し入れしていたこと。	本件弁護士が捜査官にそう申し入れた。	否認する。 警察官が本件弁護士の話を聞いたのは、平成18年9月29日のみであり、その状況は 記載のとおりである。	否認する。 本件副検事は、本件公訴提起までに、本件弁護士と面会したことはない。

平成18年9月29日午後5時30分ころ、本件弁護士が瀬戸署生活安全課を訪れ、原告の担当取調官と話がしたい旨を告げたため、A3とA1が対応した。
本件弁護士は、なぜ原告を逮捕したか、恋愛関係がいん行になるのか、Aの母の内縁の夫がC6区の店に押しかけたことや暴力をふるったりしたことは知っているかなどと質問した。A1は、原告の逮捕は本件被疑事件の届出を受け、原告が本件条例違反を犯した疑いがあったので逮捕した、警察は法の執行機関であるので法律論争はしない、Aの母の内縁の夫のことは初めて聞いた、被害届を出してくれば警察は捜査する旨を返答した。
この後の午後5時45分ころから午後6時45分ころまでの間、本件弁護士は原告と接見した。

供述調書の記載に関する主張(一覧表2)

	書証	頁	供述調書の記載	の部分の調書作成に関する主張(原告)	の部分の調書作成に関する主張(被告国)	の部分の調書作成に関する主張(被告県)
1	甲第30号証	1	逮捕された事実は間違いありません。	そのようなことは言っていない。		原告の意思に基づいた記載である。
2	同上	4	私には妻も娘もいるので……と結婚するつもりはありませんでした。	原告はA子と交際を始めたころ、ただA子に夢中であり、妻と離婚するとかA子と結婚するとかそういった将来について考えが及んだことはなく、その後、交際がすすむにつれて妻との離婚、A子との結婚について思い悩むようになったというのが事実であり、原告は、交際当初、離婚だとか結婚だということについては考えが及ばなかったと供述していたのである。		同上
3	同上	4~5	私は妊娠中の妻や娘を捨てて……と結婚することは考えてもいませんでした。	同上		同上
4	同上	5	妻や子供を捨ててまで……と結婚するつもりは全くなかったのです。	同上。このように同じ内容の文章が3度も繰り返し記載されており、そのことからこの点を強調したい取調警察官の意向に沿って作文されたことが伺える。		同上
5	甲第32号証	7	もう二度と法律を破るようなことはしませんので寛大な処分をお願いします。	法律を破るようなことはしないなどと言っていない。		同上
6	甲第33号証	1	逮捕された事実については今まで話したとおり、間違いありません。	言っていない。		同上
7	甲第34号証	1	……さんと結婚する意志もないのに、セックスしたということで取り調べを受けていますが、事実はそのとおり間違いありません。	言っていない。	原告の意思に基づいた記載である。	
8	同上	1	淡い恋愛関係	「淡い」などと言っていない。	同上	
9	同上	1	彼女の若さに惹かれてセックスした。	言っていない。	同上	
10	甲第35号証	1	……とは真摯な付き合いではありません。	言っていない。	同上	
11	同上	1	……とセックスをするについて、正直言って専ら自分の性欲を満たすためだけだと言われても、やむを得ません。	言っていない。	同上	
12	同上	1	処罰については、素直に受けます。	原告は初めて逮捕勾留されて精神的に参っており、追い詰められた精神状態の中で、略式罰金で釈放されるならその方がよいと思ったのである。	同上	